

子育て応援特別手当についてのお知らせ

目的

子育て応援特別手当は、平成20年度の緊急措置として、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担を軽減するため支給を行うものです。

申請・受給者及び給付対象者

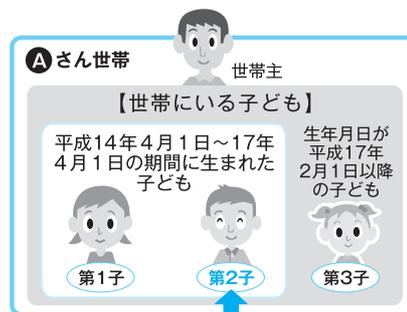
(1) 申請者・受給者（申請・受給できる方）

→対象児童が属する世帯の世帯主

(2) 給付対象者（児童）

基準日（平成21年2月1日）に城里町において、就学前3学年の年齢（平成14年4月1日～17年4月1日の間に生まれた）にあり、第2子以降の児童

※第2子の判定は18歳以下の子（生年月日が平成2年4月2日以降）の中で年齢順に第1子、第2子、と数える。



手当の対象となる子ども
(Aさんの世帯の場合第2子のみ)

給付額 給付対象者（児童） 1人につき 36,000円

申請から給付までの流れ 郵送申請または窓口申請による口座振込み方式（※郵送申請方式を原則とします）

4月上旬

役場から対象世帯に対し子育て応援特別手当の申請書類を、定額給付金の通知に同封して送付します。

【申請受付期間】
4月13日(月)～
10月13日(火)
(6ヶ月間)

子育て応援特別手当の申請書に必要事項を記入し、定額給付金の申請用封筒に同封して役場に返送してください。(特設窓口、または各支所へ直接持参することもできます。)

5月中旬～

申請書類・振込口座を確認し、給付決定通知書を送付。
子育て応援特別手当を口座へ振り込みます。
(申請書提出から指定口座に振り込まれるまで3～4週間程度かかる予定です。)

問合せ 健康福祉課 ☎ 029-240-6550

妊婦健康診査公費負担の拡充のお知らせ

妊婦が健診にかかる費用を心配せずに必要な回数 of 健診を受けられるよう、平成21年2月から、公費で受診できる健診の回数が、現在の5回から14回に拡充されます。

妊娠届出書を提出された時期により、以下のように取扱いが異なります。

平成21年4月1日以降に妊娠届出書を提出される方

●届け出をされる際に14回分の受診票をお渡しします。

平成21年3月31日以前に妊娠届出書を提出し、5回分の受診票をお持ちの方

●3月末～4月上旬に、該当者の方に新しい受診票を交付します。
●2月～3月中に自己負担で健診を受けた分についても、公費負担の対象となります。健康福祉課窓口で償還払い（払い戻し）の手続きを行ってください。
持参するもの ①妊婦健診を受けた時の領収書②通帳③印鑑④母子手帳

問合せ 健康福祉課（常北保健福祉センター内） ☎ 029-240-6550

広 告